○森町の紋章、シンボルマーク、ロゴマーク及びマスコットキャラクターの使用に関する取扱要綱

平成22年11月１日森町告示第65号

改正 平成27年10月30日森町告示第73号

（趣旨）

第１条　この要綱は、森町の紋章、シンボルマーク、ロゴマーク及びイメージキャラクター（以下「紋章等」という。）の使用に関する取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（使用の許諾）

第２条　町長は、商標法（昭和34年法律第127号）及び著作権法（昭和45年法律第48号）に基づいて、紋章等を使用しようとする者に対し、その使用を許諾することができる。

（使用許諾申請）

第３条　町長は、前条の許諾を行う場合は、紋章等を使用しようとする者から、森町の紋章、シンボルマーク、ロゴマーク及びマスコットキャラクター使用許諾申請書（様式第１号）の提出を受けるものとする。

（使用許諾に係る基準）

第４条　町長は、前条の申請があった紋章等の使用について、次のいずれにも該当しないと判断する場合に限り、紋章等の使用を許諾するものとする。

(１)　森町の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがある場合

(２)　法令等に違反し、又は違反するおそれがあるものに使用する場合

(３)　公共性を損ない、又は損なうおそれのあるものに使用する場合

(４)　公の選挙又は投票の事前運動に関するものに使用する場合

(５)　宗教の布教推進を主目的としたものに使用する場合

(６)　政党その他の政治団体又は個人が政治活動に使用する場合

(７)　森町が特定の個人、団体若しくは企業を支援し、若しくは公認していると誤解を与え、又は与えるおそれがある場合

(８)　公序良俗に反するものに使用する場合

(９)　個人又は法人の名刺広告に使用する場合

(10)　前各号に掲げるもののほか、紋章等の使用が町民の福祉の向上に資することにならないと町長が認める場合

（使用許諾等の通知）

第５条　町長は、紋章等の使用を許諾するときは、森町の紋章、シンボルマーク、ロゴマーク及びマスコットキャラクター使用許諾通知書（様式第２号）を交付する。

２　町長は、紋章等の使用を許諾しないときは、森町の紋章、シンボルマーク、ロゴマーク及びマスコットキャラクター使用非許諾通知書（様式第３号）を交付する。

（使用の協議）

第６条　前３条の規定にかかわらず、町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び町議会が紋章等を使用しようとする場合は、紋章等を所管する課に協議することで、許諾等に係る手続に代えるものとする。

（使用の条件等）

第７条　町長は、紋章等の使用の許諾を行う場合は、紋章等の使用者に対し次に掲げる条件を付すものとする。

(１)　マスコットキャラクターを使用する場合は、マスコットキャラクターの著作権表示(((Ｃ))　1996　ＭＯＲＩ　ＴＯＷＮ）を行うこと。

(２)　紋章等のイメージが損なわれないように、使用許諾の内容並びに商標法、著作権法、著作権法施行令（昭和45年政令第335号）及び著作権法施行規則（昭和45年文部省令第26号）に従って適正に使用し、又は管理すること。

(３)　許諾を受けた使用形態、期間等を変更する場合は、改めて使用許諾申請を行うこと。

(４)　住所（所在地）又は氏名（名称）を変更した場合は、速やかにその旨を町長に届け出ること。

（許諾に係る権利の譲渡又は転貸）

第８条　町長は、紋章等の使用者が、使用許諾に基づく権利を第三者に譲渡すること及び転貸することを承諾しない。

（使用の中止及び使用許可の取消し）

第９条　町長は、紋章等の使用者が、紋章等を不適当に使用した場合及びこの取扱要綱の規定を遵守しない場合は、紋章等の使用を中止させ、又は使用許諾を取り消すことができる。

（雑則）

第10条　この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、町長が定める。

附　則

この告示は、公示の日から施行する。

　　附　則

この告示は、平成27年11月１日から施行する。